

金沢市まちなか空き地活用促進奨励金交付要綱

(平成22年6月30日決裁)

改正 平成23年3月31日決裁

平成27年3月20日決裁

平成28年3月23日決裁

平成31年3月22日決裁

令和2年12月21日決裁

〔押印の見直しに伴う都市整備局定住促進部住宅政策課関係要綱の整理に関する要綱による改正〕

令和3年3月19日決裁

令和8年2月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号。以下「条例」という。）第8条及び第13条の規定に基づき、まちなか低未利用地活用促進事業補助金交付要綱（平成20年3月31日決裁）による補助金の交付を受けようとする者（以下「活用事業者」という。）に、当該補助金の交付を受けるための事業に活用する土地（以下「活用地」という。）を譲渡した者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まちなか 条例第2条第1項に定める区域をいう。

(2) かなざわ空き家活用バンク まちなかに存する空き地、空き家若しくは空き住戸又はまちなか以外の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域に存する空き家若しくは空き住戸で、売却し、又は賃貸しようとするものに関する情報を、インターネットを通して一般に提供するシステムをいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、活用事業者に活用地を譲渡した者（以下「土地譲渡者」という。）に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、活用地の譲渡価格から次に掲げる額を差し引いた額（以下「譲渡所得金額相当額」という。）の 3 パーセントに相当する額（この額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、その額は、土地の筆数にかかわらず土地譲渡者 1 人につき 300,000 円を超えないものとする。

(1) 取得費用相当額 活用地の譲渡価格の 5 パーセント

(2) 譲渡費用相当額 活用地の譲渡価格の 3 パーセント

2 共有に属する活用地を譲渡した場合における前項の規定の適用については、同項中「譲渡価格」とあるのは、「譲渡価格に共有持分を乗じて得た額」とする。

(計画の認定申請等)

第 5 条 活用事業者に活用地を譲渡しようとする者で、奨励金の交付を受けようとするものは、当該活用地の譲渡に係る事業の計画を作成し、まちなか空き地活用促進計画認定申請書（様式第 1 号）により市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の活用地が次に掲げる事項に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1) 活用地が、認定事業計画（まちなか低未利用地活用促進事業補助金交付要綱第 4 条の認定（同要綱第 6 条の事業計画の変更に係る認定を含む。）を受けた事業計画をいう。）に係る土地であること。

(2) 活用地が、かなざわ空き家活用バンクの登録物件であること。

3 市長は、前項の規定による計画の認定をしたときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(計画の変更認定申請等)

第 6 条 前条第 1 項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更をしようとするときは、まちなか空き地活用促進計画変更認定申請書（様式第 2 号）により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の中止による取下げ)

第 7 条 第 5 条第 1 項の認定（前条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けた者は、計画を中止しようとするときは、まちなか空き地活用促進計画取下届（様式第 3 号。以下「取

下届」という。)により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、第5条第1項の認定(第6条第1項の変更の認定を含む。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 当該認定に係る事業の内容と異なる事業を行ったとき。
- (3) 前条の規定による取下届の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(交付の申請)

第9条 第5条第1項の認定を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、まちなか低未利用地活用促進事業補助金交付要綱第9条第2項に基づく工事の完了の確認の通知があった日から起算して3箇月を経過する日までに、まちなか空き地活用促進奨励金交付申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請した者に通知するものとする。

(適用除外)

第10条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- (1) 活用地の譲渡に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長がこの要綱の規定による奨励金の交付を受けることが不適当であると認める者

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による認定(第6条の変更の認定を含む。)を受けたものについては、なお

その効力を有する。

附 則（平成23年 3 月31日決裁）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月23日決裁）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月23日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日決裁）

この要綱は、平成31年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月19日決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、決裁の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

まちなか空き地活用促進計画認定申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名
（署名又は記名押印）

まちなか空き地活用促進奨励金交付要綱第 5 条第 1 項の規定によるまちなか空き地活用促進計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、計画の認定に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。

1	土地の地番	金沢市
2	所有者及び持分	
3	土地面積（㎡）	
4	譲渡価格（円）	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 土地の登記事項証明書（申請者（所有者）が登記されているもの）
- (2) 土地売買契約書の写し
- (3) まちなか低未利用地活用促進事業交付要綱第 5 条第 1 項に基づく通知書の写し
- (4) 位置図
- (5) 現況写真

様式第2号（第6条関係）

まちなか空き地活用促進計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名
（署名又は記名押印）

年 月 日付け 第 号で認定を受けたまちなか空き地活用促進計画を変更したいので、まちなか空き地活用促進奨励金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり申請します。

1 まちなか空き地活用促進計画の名称

2 変更の内容及び変更の理由

変更後計画	変更前計画	変更理由

様式第3号（第7条関係）

まちなか空き地活用促進計画取下届

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住所
氏名
（署名又は記名押印）

年 月 日付け 第 号で認定を受けたまちなか空き地活用促進
計画に係る事業を取下げたいので、まちなか空き地活用促進奨励金交付要綱第7条の
規定に基づき次のとおり届け出ます。

- 1 まちなか空き地活用促進計画の場所
金沢市
- 2 取下げの理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

まちなか空き地活用促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

住所
氏名
（署名又は記名押印）

年 月 日付け 第 号で認定を受けたまちなか空き地活用促進計画について、当該事業を完了したので、まちなか空き地活用促進奨励金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり奨励金の交付を申請します。

1	奨励金交付申請額	
2	所有者及び持分	
3	土地の地番	金沢市
4	土地面積（㎡）	
5	譲渡価格（円）	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) まちなか低未利用地活用促進事業交付要綱第 9 条第 2 項に基づく工事完了通知書の写し
- (2) 請求書